

川崎市自殺対策の推進に関する条例（案）

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等（国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。）相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関

する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第5条 保健医療サービス、福祉サービス等（以下「保健医療サービス等」という。）を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校その他これに類する教育機関（以下「学校等」という。）は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画（以下「自殺対策総合推進計画」という。）を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (7) 自殺未遂者に対する支援
- (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
- (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割
イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割
- (3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項

の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

(連携のための仕組みの整備)

第12条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(仮称)川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子(案)に対する意見募集の実施結果について

1 概要

本市議会では、平成25年5月22日に健康福祉委員会において、委員(議員)より自殺対策の条例に関して委員会で案を作成し、提案に向けて検討していくことについて発議され、これまで議論を重ねてまいりました。

この間、基本理念を始め、市や事業主、学校等の責務、市民の役割、自殺対策総合推進計画の策定などの項目について協議を進めて、「(仮称)川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子(案)」をまとめ、平成25年10月16日から1箇月間、この条例骨子(案)に対する市民その他関係者の皆様の御意見を募集しました。

2 意見募集の概要

- ◆意見の募集期間：平成25年10月16日(水)から平成25年11月15日(金)まで
- ◆意見の提出方法：電子メール、FAX、郵送、持参
- ◆意見の周知方法：
 - (1) 市議会ホームページに掲載
 - (2) 情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所、出張所、行政サービスコーナー、市立図書館、市民館、各区役所保健福祉センター、市立病院、こころの相談所、議会局等にパンフレット等を配架
 - (3) 関係団体にパンフレット等を送付し、団体関係者への案内を依頼

3 意見提出数及び意見数

提出数		意見数	
4通		13件	
【内訳】		【内訳】	
電子メール	1通	電子メール	5件
FAX	2通	FAX	7件
郵送	1通	郵送	1件
持参	0通	持参	0件

4 項目別意見提出状況

項目	寄せられた意見の件数
題名	1
条例の前文	1
条例の目的	0
条例の概要	9
(1) 基本理念	(0)
(2) 市の責務	(1)
(3) 事業主の責務	(1)
(4) 保健医療サービス等を提供する者の責務	(0)
(5) 学校等の責務	(1)
(6) 市民の役割	(1)
(7) 財政上の措置等	(1)
(8) 自殺対策総合推進計画の策定等	(3)
(9) 留意事項	(0)
(10) 評価及び報告書の作成等	(0)
(11) 連携のための仕組みの整備	(1)
条例骨子(案)全般	1
条例骨子(案)以外のもの	1

※ ()内の数字は、内数

5 寄せられた御意見の概要

(1) 題名について

条例骨子（案）の内容	寄せられた意見（概要）	意見に対する健康福祉委員会の考え
（仮称）川崎市自殺対策の推進に関する条例骨子（案）	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的は、減らすことであって「対策」ではないので、「川崎市自殺撲滅の推進に関する」とするべき。自殺対策とは、自殺という「結果」に対しての対策であり、自殺を感知して止めるということも必要であるが、自殺に追い込まれる要因、そのプロセスについても問題にすべきである。 	⇒ 骨子（案）では、自殺の防止のほか、遺族等に対する支援にも触れており、それらを含めて自殺対策としています。自殺に追い込まれる要因等への対応についても基本理念や計画の部分で触れており、この骨子（案）の内容は、御意見の趣旨に沿ったものとなっています。

(2) 前文について

条例骨子（案）の内容	寄せられた意見（概要）	意見に対する健康福祉委員会の考え
<p>人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。</p> <p>自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。</p> <p>そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。</p> <p>ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他の関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自殺対策に関心と理解を深める」だけでなく、「自殺に追い込まれる原因とその過程に対して関心と理解を深める」ことも必要である。 <p>《上記に付してあった御意見の概要》</p> <p>「人と人との温かいつながりの中で生きていける生活環境作り、地域作りが、「自殺」という下流を撲滅する前提（上流）となる」ことを、色々な地域社会の人々が理解し、そのために行動することも必要であり、自殺に追い込まれない社会の実現につながる。</p> <p>条例は、下流問題ばかりに着目しているように見え、もちろんそれらも大切であるが、上流問題にももっと視点を向けるような条例作りは、日本における自殺撲滅についての画期的なものになると思う。（いじめの問題も下流であるいじめられた子ども（会社では社員）に着目し、支援することも必要であるが、上流であるいじめる子ども（会社では上司・社内の競争など）の問題も取り上げないといけないのと同様である。）</p>	⇒ 自殺対策には、自殺に追い込まれる原因とその過程への対応も含まれています。

(3) 条例の目的について

条例骨子（案）の内容	寄せられた意見（概要）	意見に対する健康福祉委員会の考え
この条例は、自殺対策に関し、基本理念、市の責務、市民の役割のほか、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。		

(4) 条例の概要について

条例骨子（案）の内容	寄せられた意見（概要）	意見に対する健康福祉委員会の考え
<p>(1) 基本理念</p> <p>自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。</p> <p>(ア) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。</p> <p>(イ) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。</p> <p>(ウ) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。</p> <p>(エ) 市及び関係機関等※の相互の密接な連携の下に行われるものとすること。</p> <p>※ 関係機関等 … 国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に係る者</p>		

<p>(2) 市の責務</p> <p>ア 市は、上記(1)の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>イ 市は、上記アによる関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。</p> <p>ウ 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市は、まず「顔と顔のつながる温かな地域作り」を目指すことを基本に置くべきであり、そのために行政がイニシアチブを取ることも必要な場合もあるかもしれないが、(6)の市民の自発的活動を市が支援することはより現実的で大切である。 	<p>⇒ ここでは、市の責務として、包括的に、施策の策定と実施について規定しています。「地域作り」や「市民の自発的活動を市が支援すること」については、今後、具体的な計画や施策を策定する際に検討する必要があるものと考えています。</p>
<p>(3) 事業主の責務</p> <p>ア 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>イ 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバル社会、金が自由に世界を駆け巡り、金が金を呼ぶシステムの中で、企業は利益を上げるために規制を外して何でも行いたいという行動原理があるが、そのようなストレスフルな企業から、「職員が生き生きと仕事のできる環境作りを行う企業」を目指すべき。 	<p>⇒ 当委員会での審議の過程で、自殺対策に関する事業主の対応として、労働者の心のケアや長時間労働への対策、ワークライフバランスの推進といったことが必要との趣旨で、「労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置」を講ずることを事業主に求めることとしました。これには、御意見の「職員が生き生きと仕事のできる環境作り」も含まれています。</p>
<p>(4) 保健医療サービス等を提供する者の責務</p> <p>ア 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係する、又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>イ 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。</p>		
<p>(5) 学校等の責務</p> <p>ア 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>イ 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、上記アの問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校も「いじめ撲滅」のために下流(いじめられる子ども)だけではなく上流(いじめる子ども)にも留意して対応することが求められ、そのためには、まず教職員がストレスフリーであることが求められ、市の教育委員会と各学校との間にもストレスが無い構造を目指すことが求められる。 	<p>⇒ 御意見にある「いじめる子ども」にも留意した対応を含め、左記のイに記載の「適切な措置」を講ずることを求める内容となっています。なお、先の(3)の事業主には学校等も含まれ、教職員も「その雇用する労働者」に該当するので、教職員の健康保持を図ることについては、(3)の対象となります。また、学校等と市(教育委員会)の関係については、連携して適切な措置を講ずることとしており、御意見の趣旨は含まれています。</p>
<p>(6) 市民の役割</p> <p>市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、顔と顔の会う温かい地域作りを目指す(市の支援・協労も必要)ことの必要性を理解し、実行する。その基本は、「各家族が温かい雰囲気にあること」である。「あいさつ運動の輪」と題して、「家庭・学校・地域のさらなる連携をめざして」との自治会発行の記事があるが、地域の上流問題に対する1つの活動だと思う。 	<p>⇒ 自殺対策に関して、市民それぞれが適切な役割(後出の(9)の(イ)や(ウ)に記載されている役割など)を果たしていくことは、御意見の「温かい地域作りを目指す」ことにつながるものですので、この骨子(案)の内容は、御意見の趣旨に沿ったものとなっています。</p>
<p>(7) 財政上の措置等</p> <p>市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政上の措置等について、努力義務ではなく、具体的な推進の仕組みを打ち出してはどうか。 	<p>⇒ 当委員会での審議の過程でも同趣旨の意見があり、議論してきた経過があります。川崎市の条例で財政上の措置等を規定しているものは全て努力規定となっており、これらの条例と均衡を図る必要があることから、努力規定としています。</p>
<p>(8) 自殺対策総合推進計画の策定等</p> <p>ア 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(ア) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供</p> <p>(イ) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進</p> <p>(ウ) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上</p> <p>(エ) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備</p> <p>(オ) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備</p> <p>(カ) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実</p> <p>(キ) 自殺未遂者に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進計画のアに「(ク) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援」が明記されていることは高く評価できる。 ● 推進計画のイに「自殺対策に関する定量的な目標を定める」とある点は高く評価できる。 ● 自殺者の親族という呼称については、近年、表現が定着し当事者も要望している自死遺族という呼称が適切ではないか。 	<p>⇒ 条例の制定後は、目的の達成に向け、条例を適切に運用し、自殺対策をより一層推進していく必要があるものと考えています。</p> <p>⇒ 御意見のとおり「自死遺族」の呼称は、一定程度広まっているとは考えていますが、この骨子(案)による条例は、自殺対策基本法に連なる法体系の1つとなるため、自殺対策基本法に準拠した表現としています。</p>

<p>(ク) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援 (ケ) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援 イ 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。</p>		
<p>(9) 留意事項 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及び施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 (ア) 各区又は地域の実情に配慮すること。 (イ) 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及し、又は自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ若しくは話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、若しくは当該兆候を示した者を見守る役割を、業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。 (ウ) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、上記(イ)の役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。</p>		
<p>(10) 評価及び報告書の作成等 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び上記(8)のイの目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。</p>		
<p>(11) 連携のための仕組みの整備 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携のための仕組みの整備について、努力義務ではなく、具体的な推進の仕組みを打ち出してはどうか。関係機関連絡協議会等の設置、庁内担当部署の設置について検討してほしい。 	<p>⇒ 当委員会の審議の過程でも、連携のための仕組みの整備について、どのような形にしたら良いのか議論してきました。その結果、連携のための仕組みについては、特に審議会や協議会といった形態に限定せずに、現場レベルでの会議の開催を含め、柔軟性や機動力を持ち、より実効性の高いものも可能とする内容としました。また、市長が所管する組織の編成権は、市長にあることに配慮して、努力規定にとどめています。なお、川崎市には、担当部署のほか、庁内関係部署の連携を図るために川崎市自殺総合対策庁内連絡会議が既に設置されているところです。</p>

(5) 条例骨子(案)全般について

条例骨子(案)の内容	寄せられた意見(概要)	意見に対する健康福祉委員会の考え
	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回示された条例骨子(案)に基づいた条例を制定し、自殺予防に積極的に取り組んでいくことを期待する。 	<p>⇒ 条例の制定後は、目的の達成に向け、条例を適切に運用し、自殺対策をより一層推進していく必要があるものと考えています。</p>

(6) 条例骨子(案)以外のものについて

条例骨子(案)の内容	寄せられた意見(概要)	意見に対する健康福祉委員会の考え
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺の原因は①うつ病、②いじめ、③事業者等の生活再建面の問題の3つに類型化される。①については医学上の措置をどれだけの確に行えるか、②については子供の教育環境、子供の世界に大人がどこまで入るかの問題である。③については、早期に弁護士等にアクセスすることで解決できる問題がほとんどである。どの類型であっても個人が孤立化しないように、コミュニティの再生又は代替になるものを作る必要があると思う。 	<p>⇒ 御意見の事項については、今後、具体的な計画や施策を策定する際に検討する必要があるものと考えています。</p>